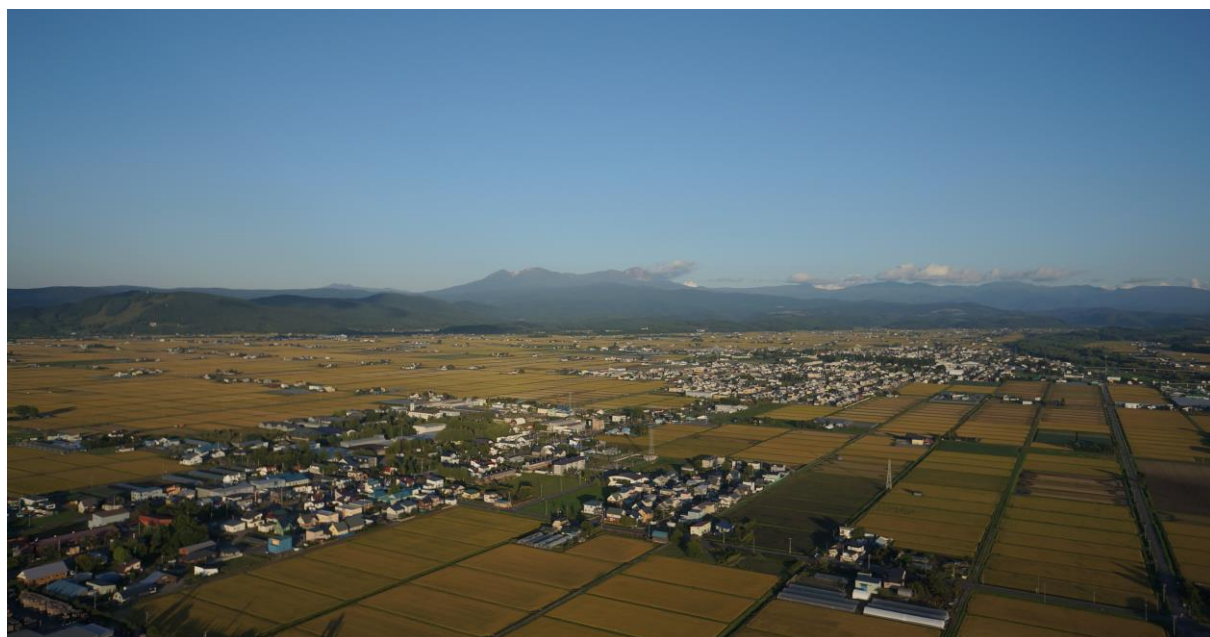




東川町強靱化計画

～強くて、しなやかな東川町の未来へ～

(2020 年度～2023 年度)



令和2年4月
北海道東川町

目次

第1章	はじめに	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	2
第2章	東川町強靱化の基本的考え方	3
1	東川町強靱化の目標	3
2	本計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	6
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第4章	東川町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	25
1	施策プログラム策定の考え方	25
2	施策推進の指標となる目標値の設定	25
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	25
4	推進事業の設定	26
	【東川町強靱化のための施策プログラム】	27
第5章	計画の推進管理	41
1	計画の推進期間等	41
2	計画の推進方法	41
	【別表】 東川町強靱化のための推進事業一覧	42

第1章 はじめに

東川町は北海道のほぼ中心に位置しており、旭川市、東神楽町、美瑛町、上川町と隣接しています。旭川市中心部と13km(車で22分)、旭川空港と7km(車で13分)と至便の位置にあるとともに、東には大雪山自然公園を有し、南には忠別川が流れるみどり豊かなまちである。

東川町は、北海道で唯一の上水道がない地域であり、水道水は大雪山由来の地下水です。1985年(昭和60年)に写真の町宣言を行い、“写真映りのよい”町の創造を目指すとともに、毎年東川町国際写真フェスティバルや写真甲子園等のイベントを開催しています。2014年(平成26年)には新たに「写真文化首都」を宣言し、写真文化の中心地として「世界中の写真、人々、そして笑顔に溢れるまちづくり」に取り組んでいる。

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、東川町においても、太平洋沖や沼田-砂川付近の断層帯における大規模な地震の発生が想定されているほか、大雪山(旭岳)の火山噴火や過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、東川町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「東川町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

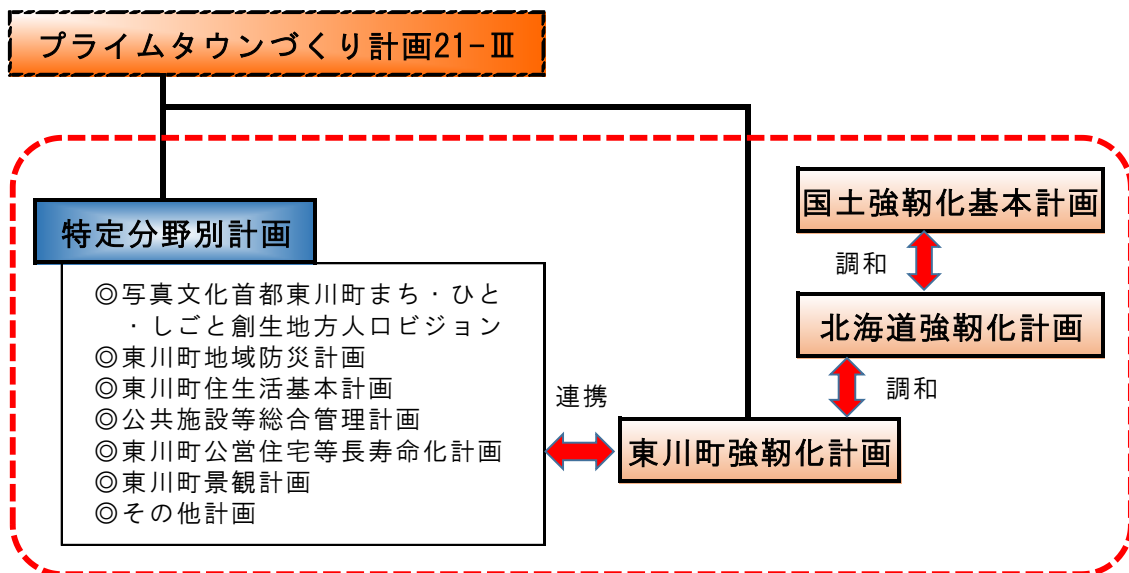
本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、東川町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上

でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、東川町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「東川町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、東川町の総合計画である「プライムタウンづくり計画21-Ⅲ」や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 東川町強靱化の基本的考え方

1 東川町強靱化の目標

東川町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

東川町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、東川町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の4つを東川町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

東川町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と東川町社会経済システムを守る
- (2) 大規模自然災害からの迅速な復旧復興
- (3) 東川町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (4) 東川町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

東川町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「町民の生命・財産と東川町の社会経済システムを守る」という観点から、東川町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（3）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、東川町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 東川町における主な自然災害リスク

（1）地震

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・ 根室沖における 30 年以内にM8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（H30 地震調査研究推進本部長期評価）
- 内陸型地震（H26 地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道南西沖地震（1993 年）… M7.8、最大震度 6（推定）
 - ・ 十勝沖地震（2003 年）… M8.0、最大震度 6 弱
 - ・ 北海道胆振東部地震（2018 年）… M6.7、最大震度 7、死者 44 人

（2）火山噴火

- 常時観測火山（9 火山）＊全国 50 火山
 - ・ 雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽
- 過去の被害状況
 - ・ 1900 年以降、十勝岳、有珠山、駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生
 - ・ 2000 年の有珠山噴火では、避難者数 1.6 万人

（3）豪雨／暴風雨

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生

（4）豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒

壊、人的被害が頻繁に発生

- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9以上、30年以内に70～80%
- 被害想定 …… 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

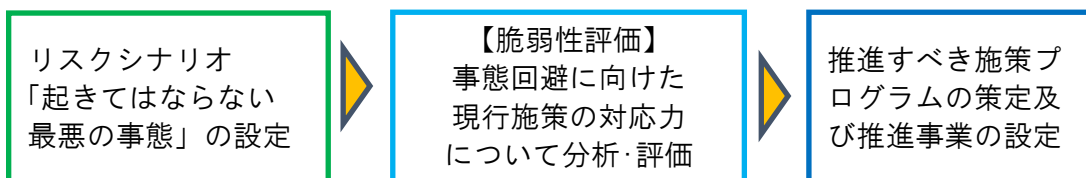
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

東川町としても、本計画に掲げる東川町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、東川町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた東川町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など東川町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、東川町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約8割(H19)であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校(100%(H31))、医療施設(100%(H31))、社会体育施設(100%(H31))は耐震化されているが、社会福祉施設は耐震診断が未実施であり、早急な診断と診断結果に基づく耐震化整備を進める必要がある。また、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「公共施設等総合管理計画書」(平成29年3月策定)に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「東川町住生活基本計画・第2期公的賃貸住宅ストック総合活用計画等」に基づきに計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 現在、指定避難所及び指定緊急避難場所が設定されているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、更なる指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	約 82% (H19)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 80% (H31)
・公立小中学校の耐震化率	約 100% (H31)
・医療施設の耐震化率	約 100% (H31)
・社会福祉施設の耐震化率	未実施
・社会体育施設の耐震化率	約 100% (H31)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 大雪山（旭岳）については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られているものの、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を図り、具体的な避難計画及び対象となる施設の避難確保計画の早期策定など、避難体制強化のため、所要の対応を行う必要がある。
- 土砂災害警戒区域は、9箇所指定されているものの、指定箇所以外での土砂災害のおそれのある箇所が多数あることから、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・大雪山は常時観測火山のうち火山防災会議協議会設置（H28）及び噴火警戒レベルが運用されている(H31)火山
- ・火山噴火のハザードマップの作成状況 大雪山（R1）
- ・大雪山噴火の具体的な避難計画の策定状況 策定（R2）
- ・土砂災害警戒区域指定数 9か所

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップを作成、配布、公表しているが、今後、浸水想定区域図を活用した防災訓練の実施を検討する必要がある。
- 内水ハザードマップ作成等についても検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 洪水ハザードマップの作成状況 作成（R1）
- ・ 内水ハザードマップの作成状況 未作成

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 豪雪等の異常気象時においては、道道管理者と情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率 100%（R1）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温などの冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温などの冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・ 備蓄状況	
毛布	640枚 (R1)
発電機	30台 (R1)
暖房器具	24台 (R1)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

(自主防災組織の結成)

- 町の自主防災組織は各自治振興会単位で組織している。今後、防災訓練等の支援等活動内容の充実を図る必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を見直しているが、発令に際し細部の検討が必要である。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線や緊急速報メールなどの整備を促進するとともに、ホームページやSNS、「Lアラート（災害情報共有システム）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN環境を整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる多数の外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けては、住民、関係機関、などと連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織活動カバー率 100% (R1)
- ・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況 (R2)
- ・ デジタル防災行政無線通信施設整備状況 (H24)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「地域防災備蓄整備方針」の策定を検討し、備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、1週間推奨の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数 5件 (R1)
- ・ 備蓄計画 (R1)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 緊急消防援助隊登録数（大雪消防組合） 4 隊（R1）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(災害時の医療体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、災害医療拠点となる町立診療所において、実災害を想定した実動訓練を他機関との連携のもと、効果的に実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入などの災害拠点病院の機能を確保するため、町立診療所において応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 「社会福祉施設等の相互支援協定」の締結を進めるなど、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が

適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町立診療所における災害実働訓練 未実施 (R1)
- ・ 社会福祉施設等との協定締結状況 0施設 (R1)
- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 92 % (R1)

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、本町における消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が減少傾向にあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「かみかわの絆19～上川管内町村広域防災に関する決議」等を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、自治体相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 84人 (R1)
- ・ 社会福祉施設等との協定締結状況
- ・ 災害対策本部を設置する庁舎及び代替場所（役場、改善センター）の耐震化率 100% (R1)
- ・ 業務継続体制の整備状況 未整備 (R1)

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書 (R1)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、町内外の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(農産物の備蓄の推進)

- 災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱を利用した産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 水田における農地の大区画化（1 ha 以上）の割合 4.3% (R1)
- ・ 耕作面積 2953.5ha (R1)
- ・ 認定農業者への農地集積率 97.9% (R1)
- ・ 雪氷冷熱等を利用した農産物貯蔵施設の設置数 1 施設 (R1)

4-3 下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道BCP及び施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画は策定済みであるが、地震に対する対策が十分とは言えず計画的に進めていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済（H27）
- ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 100%
- ・ 下水道施設の長寿命化計画策定状況 策定済（H27）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「東川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済（H27）

(5) 経済活動の機能維持

5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における業務継続体制の強化)

- 町内企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうせーふティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、早急に点検・診断を行い、点検結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。
- ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップの作成等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ ため池の点検・診断の実施状況 (R2)
- ・ 防災重点ため池のハザードマップの策定状況 未策定 (R1)

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 本町の面積の約70%を占める森林面積を有しており、大災害等に起因する森林の荒廃は、本町の地域強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 18,663ha (R1)
- ・ 町有林の人工林の面積 879ha (R1)
- ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 5組織 (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1)
- ・ 地籍調査進捗率 2% (H31)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 町と建設業協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 東川町の災害時における応急対策に関する協定書 (H23)

5 評価結果のポイント

1 「人命の保護」に関する事項

- (1) 道路施設をはじめ治水など防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要があります。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行うことが必要です。
- (2) 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの見直し、避難計画の作成、防災訓練の充実などソフト面の対策について、国・道などの関係機関と連携し、体制を強化する必要があります。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要があります。
- (3) 災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要があります。
- (4) 本町の観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要があります。
- (5) 大規模自然災害から町民の命を守り、被害を最小限にするためのハードによる対策と、自主防災組織の育成、防災訓練・防災意識の啓発などソフトによる対策を組み合わせることが重要であり、今後もこの取り組みを着実に進め、さらに効果的・効果的なものとするため、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要です。

2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- (1) 救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制の一層の強化を図る取り組みが必要です。
- (2) 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについては、今後より広域かつ大規模な災害も想定し、「かみかわの絆19～上川管内町村広域防災に関する決議～（平成26年2月14日締結）」等に基づき、地域間連携による支援体制の構築を進める必要があります。

3 「行政機能の確保」に関する事項

- (1) 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、町における業務継続計画を早期に策定し、体制確立の必要があります。
- (2) 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、他自治体間の応援・受援体制の整備を図る必要があります。

4 「ライフラインの確保」に関する事項

- (1) 食料やエネルギーの安定供給について、被災時の応急体制の整備を図る必要があります。
- (2) 町民生活を支える基礎的なインフラである下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要があります。
- (3) 交通ネットワークの整備は、強靱化の根幹を支えるものであり、本町において

道路防災点検の結果に基づいた計画的な整備、橋梁の安全確保や農道についても交通障害による災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための方策を検討する必要があります。

5 「経済活動の機能維持」に関する事項

災害時における経済活動の供給網や救援物資の円滑な輸送を確保するため、耐震化などの防災対策を含め拠点となる公共施設の一層の機能強化を図る必要があります。

6 「二次災害の抑制」に関する事項

二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要があります。

7 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- (1) 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要があります。
- (2) 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要があります。

第4章 東川町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、東川町における強靱化施策の取組方針を示す「東川町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

東川町の総合計画である『プライムタウンづくり計画21-Ⅲ』で掲げる「人にやさしく健康を支えるまちづくり＜安心・安全なくらしづくり＞」という基本目標の実現を図るとともに、東川町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、プライムタウンづくり計画21-Ⅲの方向に沿った取組や、「北海道強靱化アクションプラン」と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、26の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、東川町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【東川町強靱化のための施策プログラム】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を各施策の末尾に[]書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に重点と記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多々ありますが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしません。

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

1. 人命の保護

（住宅・建築物等の耐震化）**重点**

- 「東川町耐震改修促進計画」（平成20年3月策定）に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
[国、道、町、民間]
- 新たに耐震診断が義務づけられたホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を促進する。[国、道、町、民間]
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。[国、道、町、民間]

（建築物等の老朽化対策）**重点**

- 公共建築物の老朽化対策については、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
[国、道、町]

（避難場所等の指定・整備）**重点**

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。[道、町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。[道、町、民間]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、地区コミュニティセンター等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。[国、道、町]

(緊急輸送道路等の整備) 重点

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

《指 標》

住宅の耐震化率	約 82% (H19) → 90% (H29)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 80% (H31) → 順次整備
社会福祉施設の耐震化率	未実施 (R1) → 順次実施
公立小中学校の耐震化率	100% (R1) → 現状を維持
指定緊急避難場所	24 か所 (R1) → 必要に応じて整備する
指定避難場所の指定状況	24 か所 (R1) → 必要に応じて整備する
福祉避難所の指定状況	7 か所 (R1) → 必要に応じて整備する

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備) 重点

- 大雪山の噴火警戒レベルの運用、ハザードマップの作成配布、避難計画の策定等、一定の警戒体制が整備されていますが、現状の警戒避難体制の更なる強化を図るとともに、それ以外の地域については、関係機関の連携の下、警戒避難体制の整備を進める。[国、道、町]
- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な基礎調査の推進を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害ハザードマップの作成を促進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 大雪山のハザードマップの作成状況 (R1) → 修正の必要に応じ都度修正
- ・ 大雪山噴火の具体的な避難計画の策定 (R2) → 修正の必要に応じ都度修正
- ・ 大雪山噴火の避難確保計画 未作成 → 策定 (R5)
- ・ 土砂災害警戒区域指定数 9 か所 → 基礎調査結果に基づき指定する

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) 重点

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。[国、道、町]

- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。[道、町]

（河川改修等の治水対策）重点

- 河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
[国、道、町]
- 樋門・樋管、ダム、排水施設等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。
[国、道、町]

《指 標》

- ・ 洪水ハザードマップ作成状況 作成(R1)
- ・ 内水ハザードマップ作成状況 未作成 → 作成(R5)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）重点

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[道、町]

（除雪体制の確保）重点

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率
100% (R1) → 現状を維持する

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。[国、道、町]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。[町]

《指 標》

・ 備蓄状況

毛布	640枚 (R1)	→	現状を維持する
発電機	30台 (R1)	→	32台 (R3)
暖房器具	24台 (R1)	→	現状を維持する

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、町が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。[国、道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、ホームページやSNS、公衆無線LAN環境の整備、Lアラート(災害情報共有システム)を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。[国、道、町]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間]

- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、市町村、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[町]

(地域防災活動、防災教育の推進) 重点

- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を促進する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[町]

《指 標》

- ・ 自主防災組織活動カバー率 100% (R1) → 現状を維持する
- ・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況
 - 水害 ハザードマップ作成全戸配布 (R1) → 随時更新する
 - 土砂災害 ハザードマップ作成全戸配布 (R1) → 随時更新する
 - 火山噴火 避難計画策定 (R2) → 随時更新する
- ・ 防災訓練の実施状況 未実施 → 年1回実施
- ・ デジタル防災行政無線個別受信器整備 → 全戸配布 (R2~R3)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。[道、町、民間]
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。[道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。[町、民間]

《指 標》

- ・ 防災関係の協定件数 5件 (R1) → 必要に応じ締結する
- ・ 備蓄計画 (R1) → 必要に応じ見直す

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 東川町防災訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、町]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[町]

《指 標》

- ・ 緊急消防援助隊登録数（大雪消防組合） 4 隊（R1） → 現状維持

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化) **重点**

- 近隣町村等との災害時の救急医療、救急医療搬送体制等の整備について検討する。
- 災害時の救急医療等について各医療機関・団体と協定の締結を推進する。[道、町、民間]

(災害時における福祉的支援)

- 社会福祉施設等との協定を締結し、福祉的対応を強化する。
- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[町、民間]

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 町立診療所における災害実働訓練 未実施 (R1) → 年1回 (R3)
- ・ 社会福祉施設等との協定締結状況 0施設 (R1) → 締結の検討 (R2)
- ・ 予防接種法に基づく予防接種 (麻しん・風しんワクチン) の接種率
92 % (R1) → 95% (毎年)

3. 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画を見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な国、道、町の庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化を促進する。[国、道、町]

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 業務継続計画を策定し、災害時における町業務の継続体制を確保する。[町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を促進する。[道、町]

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 消防団員数 84人 (R1)
- ・ 災害対策本部を設置する庁舎及び代替場所（役場、改善センター）の耐震化率 100% (R1) → 100%を維持
- ・ 業務継続体制の整備状況 未整備 → 策定 (R3)

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と町の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[町]

(石油燃料以外のエネルギー供給)

- 化石燃料に変わる再生可能エネルギー（地熱、水力、風力、地中熱、温泉熱、太陽光発電）の推進を図る必要がある。[町]

《指 標》

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・ 地中熱ヒートポンプ使用施設 | 2 件 (R1) → 推進する |
| ・ 太陽光発電使用施設 | 4 件 (R1) → 推進する |

4-2 食料に安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 本町は平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担っており、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
[国、道、町]
- 厳しい環境にある本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

(食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食クラスター活動など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。[町、民間]

(農産物の産地備蓄の推進) **重点**

- 雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。[国、道、町、民間]

《指 標》

- | | |
|----------|-----------------------|
| ・ 農業就業人口 | 403 名 (H27) → 現状を維持する |
|----------|-----------------------|

4-3 下水道等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時に備えた下水道のBCP策定を促進するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[町]

《指 標》

- ・ 下水道BCPの策定状況 策定済(H27) → 必要に応じて見直す
- ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 100% → 現状維持する
- ・ 下水道施設の長寿命化計画策定状況 策定済(H27) → 必要に応じて見直す

4-4 町外と基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。[道、町]
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[道、町]

《指 標》

- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済(H27) → 必要に応じて見直す

5. 経済活動の機能維持

5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の業務継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内企業等における業務継続について、国、道に支援を要請する。[町]

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を道に要請する。[町]

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池についてハザードマップの作成を促進する。

[国、道、町]

《指 標》

- ・ ため池の点検・診断の実施状況 (R2) → 年1回実施
- ・ 防災重点ため池のハザードマップの策定割合 未策定 (R1) → 策定 (R5)

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 18,663ha (R1) → 現状の維持
- ・ 町有林の人工林の面積 879ha (R1) → 現状の維持
- ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 5組織 (R1) → 現状の維持

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を検討し、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。[国、道、町]

（地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。[国、道、町]

（仮設住宅等の迅速な確保）

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国等と連携しながら、研修等を通じ職員的能力向上を図るなど検討を行う必要がある。

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1) → 策定 (R6)
- ・ 地籍調査進捗率 3.34% (R1) → 4.87% (R6)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、町と専門的な技術を有し地域事情にも精通する東川町建設業協会との連携体制をさらに強化する。[町、民間]

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び町の行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、東川町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、東川町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 東川町強靱化のための推進事業一覧

所 管 課	事 業 名
企画総務課	非常用発電機設置
	指定避難所生活改善
	防災光ケーブル整備
	防災無線整備
	東町会館改修
	第二地区コミュニティセンターバリアフリー化
	西部地区コミュニティセンター防災貸機材等備蓄施設整備事業
	防災拠点施設飲料水供給施設
東川スタイル課	いきいきセンター改修
保健福祉課	高齢者総合支援センター居室建設
	高齢者総合支援センター建設
	下水道施設ストック調査
診療所	診療所大規模改修
	診療所スプリンクラー設置
	診療所電子カルテ整備
	診療所レントゲン装置更新
文化レクリエーション課	せんとぴゅあⅡ外構整備
	昭和の家改修
	彫刻の館改修
写真の町課	文化ギャラリー大規模改修・増築
産業振興課	特産品製造施設（酒造）
	いきいき農園整備
	津山中央専用林道整備
	中ノ沢3号専用林道整備
	キトウシ保養施設建替
	キトウシケビン増設（8棟）
	スキー場クワッドリフトロープ交換
	天人峡地区引湯施設整備

所 管 課	事 業 名
都市建設課	南町1丁目 下水道新設
	南町2丁目 下水道新設
	東町1丁目 下水道新設
	南2条西中道路下水道新設
	南1条西道路下水道新設
	西4丁目道路下水道新設
	西5号西1丁目道路下水道新設
	旭岳処理場長寿命化修繕
	第34 飲料水供給施設整備
	第14 飲料水供給施設整備
	第22 飲料水供給施設整備
	東雲飲料水供給施設整備
	南町1丁目団地整備
	清流中央団地ストック改善
	地域優良賃貸住宅整備
	南団地ストック改善
	公園団地ストック改善
	公園団地建替
	西団地ストック改善
	西町特公賃ストック改善
	東雲地区ふるさと公園整備
	中山遊水池ふれあい公園整備
	東部地区公園整備
	西10号道路改良
	西5号道路改良
	西3号道路改良（北3線まで）
	西3号道路改良（第2工区）
	除雪専用トラック更新
除雪ドーザー増車	
西6号道路改良	

所 管 課	事 業 名
都市建設課	東部地区公園道路整備
	新栄地区道路整備
	北7線道路改良
	西5号道路改良第二工区
	西9号道路改良（舗装改築）
	西8号道路改良（舗装改築）
	中ノ沢道路改良
	北1条道路改良
	北2条道路改良
	西5号西1中道路改良
	西6号道路改良（南）
	南1条西道路新設
	西4丁目道路新設
	南2条西中道路新設
	西5号西1丁目道路新設
	北4条道路交差点改良
	勇駒別橋架替
	永楽橋改修
	柳橋改修
	幌倉橋改修
三国橋改修	
堺橋改修（床板クラック）	
萬二橋架替	
学校教育課	第二小長寿命化改良
	第一小長寿命化改良
	第三小長寿命化改良
	中学校長寿命化改良

所 管 課	事 業 名
生涯学習推進課	海洋センター大規模改修
	ゆめ公園野球場整備
	ゆめ公園サッカー場整備
	町民グラウンドトイレ改築
	町民運動公園本部席長寿命化改修
	羽衣公園屋外ステージ長寿命化改修
	明治の家長寿命化改修
	羽衣公園トイレ長寿命化改修
子ども未来課	幼児センター大規模改修

東川町強靱化計画

発行 令和2年4月
第一改訂 令和3年4月
企画：東川町企画総務課

〒071-1492 上川郡東川町東町1丁目16番1号
電話：0166-82-2111 Fax：0166-82-3644